

# 令和5年度 応急手当普及員講習のご案内

## ●応急手当普及員とは？

事業所・団体等において、心肺蘇生法やAEDの使用方法を中心とした普通救命講習を指導する者として、小田原市消防長が認定した者をいいます。

応急手当普及員が行った救命講習の受講者に対しては、普通救命講習修了証が発行されます。（発行事務等は、救急課救急対策係が行います。）

## ●事業所・団体等の職員が応急手当普及員になるメリット

消防署の職員が実施する救命講習は、日時が限られていたり、続けて3時間の講習が必要ですが、事業所等の応急手当普及員が講習を行う場合は、事業所団体等の都合に合わせてたり、職員が勤務先で受講できたり、仕事の都合に合わせて講習を分割することなどができます。

また、事業所等において自主的な救命講習が行われることは、自主救護力や地域の自主防災力の向上に大きな役割を果たすことができます。



- 1 日 時 令和5年（2023年）  
10月22日（日）・28日（土）・29日（日）  
9時から18時まで（3日間）
- 2 場 所 小田原市前川183-18 小田原市消防本部 2階講堂
- 3 募 集 等 小田原市消防本部管轄内に在住、在勤。在学の方、高校生以上。  
20名（先着順） ※3日間の講習すべてに参加可能な方
- 4 内 容 応急手当普及員講習Ⅰ
- 5 応募方法 令和5年9月19日（火）から電話（平日9:00～17:00）で予約後、9月29日（金）17時までに、申請書を消防本部救急課へ提出してください。定員に達し次第締め切りとします。
- 6 費 用 講習費用は無料です。ただし、東京法令出版が発行する「応急手当普及員講習テキスト」（5,300円）を受講当日までにご購入いただきます。当日、テキストを忘れた場合は受講できません。
- 7 持ち物等 筆記用具、ハンカチ、動きやすい服装と靴で
- 8 予約電話番号 0465-49-4441（救急課直通）
- 9 そ の 他 ご質問やご興味のある方は、下記担当までお願いいたします。

事務担当

救急課 救急対策係

0465-49-4441